

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社のグループ企業であるC会社に出向した後、平成〇年頃会社の常務取締役、平成〇年頃会社の専務取締役となり、平成〇年頃からは再び会社の常務取締役となって就労していたが、平成〇年〇月〇日、自宅において縊死し自殺した。

請求人は、被災者は業務上の事由により精神障害を発病し死亡したものであるとして、監督署長に遺族補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者は労災保険法上の労働者とは認められず、また、仮に被災者が労災保険法上の労働者と認められ精神障害を発病していたとしても、精神障害発病前6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められず、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者が労災保険法上の労働者と認められるか否か、また、認められるとした場合、被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人は、被災者が会社の労働者である旨主張しているので、同人が労災保険法上の労働者であるといえるか否かについて検討する。

(2) 労働者性の判断の要素

労災保険法は、労働者について特段の定義規定を置いていないが、同法制定の経緯等からみて、同法にいう労働者とは労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条にいう労働者と同義であり、「使用者との使用従属関係の下に労務を提供し、その対価として使用者から賃金の支払を受ける者である」と解される。

そして、その労働者性に係る判断の基準については、昭和60年12月に労働基準法研究会が、また、平成8年3月に同研究会労働契約等法制部会が、指揮監督下の労働の有無及び報酬の労務対償性の有無からなる判断の基準を示しているところであるが、本件においては、被災者が取締役の地位にあったことに照らせば、被災者の労働者性については、取締役就任の経緯、被災者の会社における地位、定款上の業務執行権の有無、取締役としての執務の具体的な内容、拘束性の有無及び内容、業務に対する対価の性質及び額などの事情を総合的に考慮して、会社の実質的な指揮監督関係ないし従属関係に服していたか否かという観点から判断するのが相当と解される。

(3) 前提となる事実

ア 取締役就任の経緯

被災者は、D会社という不動産会社を経営していたが、経営が悪化したため、従来から面識のあった会社の代表取締役E（以下「E社長」という。）の支援及び紹介などにより、当該不動産会社の廃業資金として、会社の関連会社であるF会社から〇円の貸付けを受け、かつ、同じく会社の関連会社である株式C会社に入社し、従業員として営業などの業務を行っていたものであるが、平成〇年〇月〇日には、E社長から経営手腕を評価されて、当初から会社の常務取締役に就任し、更に平成〇年〇月〇日にはF会社の経営や業務等には関与しない名目上の取締役にも就任し、それぞれの会社から役員報酬を受け取っていた。

イ 被災者の会社における地位

被災者は、平成〇年〇月〇日には会社の常務取締役に、平成〇年〇月〇日には会社の専務取締役にそれぞれ就任し、これと併せて、同年〇月以降は、会社のG部長として、G部・H部・I部など多くの部署の担当役員も兼ねて務めていたが、平成〇年〇月〇日以降は、常務取締役となり、担当役員は1つの事業部を専属的に指揮監督するのが望ましいとの経営上の判断から、J部の担当役員のみを兼ねることとなった。

ウ 定款上の業務執行権の有無

会社の定款には、「代表取締役である社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。」旨が定められており、被災者は、専務取締役又は常務取締役として、少なくとも定款に定められた限度においては業務執行権を有していたことが認められる。

エ 取締役としての執務の具体的な内容

(ア) 被災者は、交通渋滞を避けるため、毎朝午前〇時頃に、会社から貸与を受けていた社用車で自宅を出発し、午前〇時頃に会社に到着し、午後〇時頃までには退社する日々を送っていた。

(イ) そして、入社後、被災者は、部下が作成した書類の決裁を行い、時として現場を巡回したりすることはあったが、〇名以上の従業員が在籍する会社において、J部を統括し、J部の事業方針につき広範な裁量権の下で、その方針や業務内容を決定し、傘下の従業員を指揮監督する立場にあった

ものであり、E社長から被災者の担当する事業部について個別的な指示を受けることはなく、被災者もE社長に対して事業活動の具体的な内容について相談することはほとんどなかった。すなわち、被災者は、自由裁量の下で、取締役として執務し、事業部の業務を実際に行うことはなく、単に事業部を分掌していたにすぎない。

(ウ) また、被災者は、取締役会に加え、月〇回開催される役員会（組織変更・人事案件・設備投資等を協議する会）、事業会議（各事業部の売上げや取り組みを協議する会）及び役員ミーティング（各週の議題や問題を協議する会）に、役付取締役として出席し、会社全体の経営判断に関わる重要な意思決定の構成員として、各種会議の決議に参画していた。

オ 拘束性の有無及び内容

会社は、被災者の勤務時間の管理はしていなかった。被災者は、就業規則の適用も受けず、毎朝出勤時刻のみはタイムカードに打刻し、退社時刻は打刻することなく、自らの裁量で執務する時間を決めていたものであり、労働時間や休暇等の労務管理の対象とはなっていなかった。

カ 業務に対する対価の性質及び額など

(ア) 被災者は、会社からの定額の報酬として、平成〇年〇月より前は月額〇円、同月以降は月額〇円を受領していたが、この報酬額は、欠勤や勤務時間によって左右されるものではなく、勤務時間に対応して決められたものではなかった。また、被災者は、経営や業務等には関与しないものの、F会社からも、取締役として月額〇円の役員報酬を受領していた。

(イ) 被災者には会社が月額〇円でリース契約した社用車が貸与され、被災者は、24時間自由にこれを使用することができた上、当該車両のETCカード及びガソリンカードも貸与されて、これらを会社の費用負担の下で自由に使用することができた。

(4) 被災者の労働者性

ア 上記のとおり、被災者は、①取締役として、会社全体の経営判断に関わる重要な意思決定に参画し、②事業部を統括し、事業部の事業方針につき広範な裁量権の下で、その方針や業務内容を決定し、傘下の従業員を指揮監督する立場にあったものであり、他の従業員と同様の業務に従事していたことを認めるに足りる資料はなく、③勤務時間の管理を受けず、自らの裁量で執務

する時間を決めており、④会社で執務を開始した平成〇年〇月末頃の当初から、取締役として、勤務時間に対応しない定額の役員報酬を受領し、⑤自由に使用できる社用車の貸与も受けていたことなどが明らかである。

イ 以上の諸事情を総合的に考慮すれば、当審査会としても、被災者は、会社の指揮監督の下で労務を提供し、その労働の対価として賃金たる報酬を受け取る立場にはなく、会社の実質的な指揮監督関係ないし従属関係に服す従業員としての実質を有する者であったとは認められないことから、会社の労働者であったとは認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、被災者は労災保険法上の労働者であるとは認められず、被災者の死亡について同法による保険給付の対象とすることはできない。したがって、被災者の業務による心理的負荷について論ずるまでもなく、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。